

日本プライマリ・ケア連合学会 九州ブロック支部長選出規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本プライマリ・ケア連合学会(以下、学会)九州支部規約に基づき、ブロック支部長(以下、支部長)選出のための基準を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 この規程による選挙の管理執行は、選挙管理委員会が行う。

2 委員は、各県支部長が各県副支部長その他これに相当する者1名を推薦し、支部長が概ね3名を選んで委嘱する。

3 委員は、支部長選挙に立候補ならびに投票できない。

4 委員長は、委員の中から互選する。

5 委員会は、選挙の実施方法・日程等の必要事項を決定し公示する。

6 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(支部長の任期)

第3条 支部長の任期は、選任の2年後に行われる選挙により、新たな支部長選出後の最初の4月1日から2年間とし、再任を妨げない。

(支部長の選出等)

第4条 支部長の選出は、支部長選出選挙(以下、選挙)により行い、総会において承認する。

(選挙権および被選挙権)

第5条 選挙権は、各県支部長、各県副支部長その他これに相当する者1名、学会九州ブロック代議員がこれを有する。

2 被選挙権は、会員かつ会費納入に遅滞の無い者がこれを有する。

3 被選挙権の行使は、立候補による。

4 選挙に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

第6条 本選出規程は、役員会で協議のうえ、総会の承認を経て変更することができる。

(附則)

(1)この規程は令和3年4月1日より施行する。